

報告第109号

平成17年 月 日承認

市民部会の事務事業詳細調整について

市民部会の事務事業詳細調整について別紙のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成17年5月30日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康 雄

## 詳細調整報告項目一覧

専門部会	分科会	番号	項目名
6 市民部会	2 市民活動分科会	7	地区防犯協会
		8	各市町村防犯協会事務
		9	防犯灯設置補助等
	6 戸籍住民分科会	3	休日及び夜間窓口の受付業務
		15	斎場(火葬場)予約及び受付
	7 人権分科会	24	人権啓発誌
		29	人権・同和施策啓発推進委員会
		33	人権施策審議会

## 事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	市民	分科会名	市民活動	
区 分	統一時期	調整結果		備 考
7 地区防犯協会 8 各市町村防犯協会事務	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織については一元化する方向で調整する。</li> <li>・事業内容、組織の一本化を図り、また関係する警察署との調整を行っていく。</li> </ul> <p>-----</p> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 目的 防犯思想を高揚させるとともに、防犯活動を通じて明朗な社会を実現することを目的に、安心・安全なまちづくりをめざして自治会、行政、警察等が協働で防犯活動を推進し、自主的な防犯活動団体への支援を行う。</p> <p>2 事業内容 防犯思想の啓発（シンポジウム、チラシ配布など）、町内パトロール及び防犯灯補助金書類の発送・受付・審査・支払通知の送付等を行う。</p> <p>3 組織 (1) 会長 市長 (2) 委員 旧市町村の自治会代表者 各2名程度 (3) 顧問 新市管轄警察署長 (4) 参与 新市管轄警察署生活安全担当課長 教育委員会青少年育成担当課長</p> <p>4 委員任期 1年</p>		
9 防犯灯設置補助等	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <p>防犯灯設置補助金額及び支出については津市の例により新市防犯協会経由で行う。 既に設置されている防犯灯、街路灯、通学路灯のうち市町村管理分については、原則として新市に引き継ぐものとする。</p> <p>-----</p> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 目的 公共の目的をもって、町内住民の防犯に供するため、防犯灯を設置する事業に対し、その負担の軽減を図る。</p> <p>2 交付対象 新設置(老朽化などによる取替についても対象とする。)</p> <p>3 交付基準 (1) 防犯灯1灯につき、設置費の3分の2を補助する。ただし補助金の限度額は1万円とする。 (2) 補助金の交付については、予算の範囲内において行う。</p> <p>4 その他 (1) 防犯灯設置補助金の交付については、新市防犯協会経由で行う。 (2) 新市以前に市町村管理となっている防犯灯、街路灯及び通学路灯については現行のまま新市に引き継ぐ。</p>		

## 事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	市民	分科会名	戸籍住民
区 分	統一時期	調整結果	備 考
3 休日及び夜間窓口の受付業務	合併後3年	<p>調整内容表(様式4) 調整の具体的内容 休日及び夜間窓口の受付業務については、新市へ移行後も、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 戸籍届出全般及び斎場関係にかかる休日及び夜間窓口の受付は、本庁及び総合支所で行う。</li> <li>2 受付業務については現行のまま新市に引継ぎ、その執行体制は検討していく。</li> </ol>	受付業務は、合併と同時に
15 斎場(火葬場)予約及び受付	合併と同時に	<p>調整内容表(様式4) 調整の具体的内容 新市に移行後は、複数の窓口で、斎場の予約受付を行う必要があり、合併までに新たな予約システムを構築する。 各地区(自治会等)の火葬場の受付については、現行のままとする。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 津市斎場・久居市斎場・香良洲町斎場             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 斎場の予約 来庁時、スムーズに手続きができるようにするため、新たな予約方法として、電話による仮予約システムを実施する。</li> <li>(2) 斎場の受付及び使用料の徴収                     <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 平日の利用申し込み受付は、本庁、総合支所及び出張所とし、使用料は受付時に徴収する。</li> <li>イ 休日・夜間の利用申し込み受付は、本庁及び総合支所とし、使用料は受付時に徴収する。</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>2 その他 美杉村火葬場の受付については、現行のままとする。</li> </ol>	

## 事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	市民	分科会名	人権	備考
区分	統一時期	調整結果		備考
24 人権啓発誌	合併と同時	調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 啓発誌の発行については、合併時までに整理・調整を図る。  ----- 詳細事項調整結果 1 目的 市民に対し広く人権意識の高揚を図るため、人権啓発誌、パンフレット等を各世帯へ配布し人権啓発を図る。  2 配布方法 市政だよりに折込み各世帯配布  3 配布回数 年1回		
29 人権・同和施策啓発推進委員会	合併と同時	調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 合併時までに整理・調整を図る。  ----- 詳細事項調整結果 職員の人権意識の高揚を図るため下記の組織を設置する。  1 新市人権施策推進会議 (1) 目的 ア 人権施策の基本となる計画の策定及び変更 イ 人権施策の推進に係る連絡調整 ウ その他人権施策に関すること  (2) 委員 ア 会長 助役 イ 委員 関係部長級職員  2 新市人権施策推進員 (1) 目的 ア 課等における津市人権施策推進プランに基づく人権施策の推進及び進行管理 イ 所属職員の人権意識の高揚 ウ その他、人権施策の推進  (2) 委員 課長級職員		
33 人権施策審議会	合併と同時	調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 ・新市人権施策審議会とし調整する。  ----- 詳細事項調整結果 1 目的 新市において人権施策を総合的に推進するため、人権施策の基本となるべき計画（基本計画）策定に関し、調査・審議するために組織する。  2 委員 20人以内 学識経験者、関係行政機関、関係団体の代表者等  3 任期 2年（ただし補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。）		